



高齢者の人権を考える

平均寿命の大幅な伸び、少子化などを背景として、地域社会の高齢化が急速に進んでいます。宍粟市においても、2015年の高齢化率は32.1%であり、2040年には38.8%になると予測されています。*

人は誰しも老いることから逃れることはできません。いつかは、誰もが高齢者となるのです。高齢者を家族や地域社会で支えるとともに、高齢者の意欲や能力を生かすことにより「高齢者が人としての誇り」を持って生きていくまちづくりを進めることが大切です。

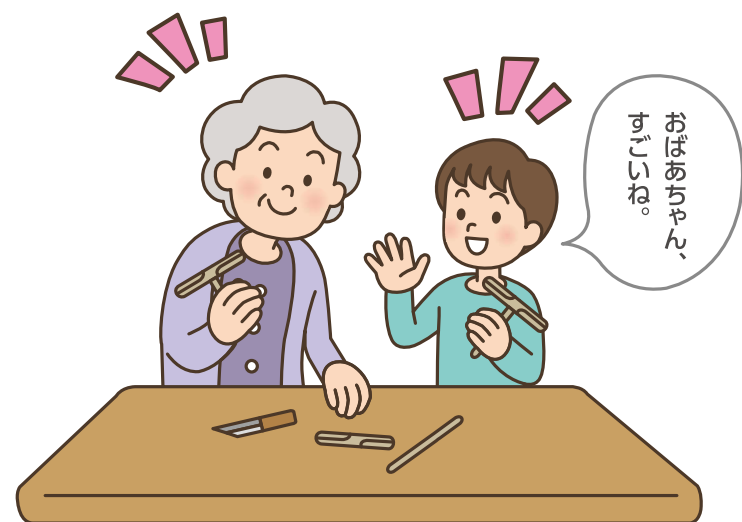
※総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による

家庭で、地域社会で「共に生きる人としての役割」を果たしたい

高齢者は、「家庭で」「地域社会で」「職場で」懸命に働き続けてきた人々です。第一線での役割から退いたとしても、何もしないで生きていくことは苦しいことです。

「もう、何もしないでいいよ」では喪失感が生まれます。身体状況に応じた無理のない範囲で、役割を果たす喜びを感じたいのです。自らの役割を果たすことは、その「仲間に入っている」という実感をもたらし、居場所を感じることができるのです。

竹とんぼづくり教室



〇〇広場清掃活動



高齢者への虐待を防ぐために

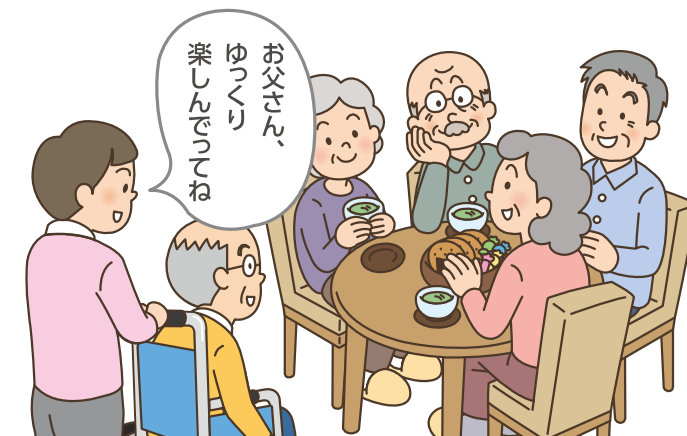
高齢者とその家族を孤立させない、地域でのあいさつ・声かけなどの見守りが虐待の防止につながります。

高齢者虐待は、さまざまな要因が重なり合って発生しますが、介護者が孤立するなどしてストレスを抱え込むことも虐待の要因の一つです。また、高齢者が認知症により自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。

(街角で偶然であう風景)



〇〇地区ふれあい喫茶



認知症を理解しましょう

認知症は、特異な病気ではありません。高齢者の約5人に1人が認知症かその予備軍と考えられています。平成37年には、兵庫県内で認知症高齢者の人が約30～33万人(高齢者の約19.0%～20.6%)になると見込まれています。

認知症とは、いろいろな原因で、脳の働きが悪くなったりするために、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出てきた状態のことです。

認知症をよく理解するための9大法則・1原則

- | | |
|---|---|
| 第1法則 新しいことが覚えられず、経験したことも忘れるが、過去の記憶は残る。 | 第7法則 対応が強いほど、反応も強くなる。 |
| 第2法則 身近な人に対するほど、強い症状を見せる。 | 第8法則 難しい症状も、認知症の人の立場で見ると分かる。 |
| 第3法則 自分が不利になることは、決して認めない。 | 第9法則 認知症の人の老いは、早く進む。 |
| 第4法則 「しっかり」と「おかしい」がいりまじる。 | 介護に関する1原則
認知症の人の世界を理解し、大切にする。 |
| 第5法則 認知症になっても、感情は残る。 | |
| 第6法則 一つのことにこだわり、やめない。 | |

公益社団法人兵庫県人権啓発協会
『人権啓発ビデオ:ここから歩きはじめる』活用ガイドより引用